

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

瀬谷区地域福祉保健計画及び地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

○阿久和地域ケアプラザ（以下、地域ケアプラザ）の担当エリアは瀬谷区の南部に位置し、旭区、泉区と隣接しています。緑と坂道が多く、コンビニエンスストアやドラッグストアは点在しますが大手スーパーは一か所に集中しており、公共交通機関はバスのみという環境です。

地区は北部と南部に分かれています。

北部地区は昭和 30～40 年代に開発された分譲地の戸建て住宅、集合住宅があるため、10 年以上居住している方が多くみられます。今後は早いペースで高齢の単身世帯が増えることが予想されます。また、高齢や障害の入所施設の参入が続いているエリアでもあります。

南部地区は比較的一戸建て住宅が多いですが、集合住宅には高齢者世帯が目立ちます。農業、造園業を営む方が多い一方、福祉施設も充実しています。昭和 40 年代に開発された大きな集合住宅では人口の増減が多く、複雑な課題をかかえる世帯が見受けられます。現在、新棟造成中のため、今後も複雑な課題を抱える世帯の増加が予想され、ぽかぽかプラザとの連携を深めて対応に努めていく予定です。

北部地区には長屋門公園、南部地区にはぽかぽかプラザなど、それぞれの地区には地域活動拠点となる施設があり、地域全体の事業が盛んです。

子どもを対象とした事業として、北部では 2 か月に 1 度、向原第二公園にて「大カレーパーティー」を開催、南部ではほぼ毎月、地域ケアプラザにて「笑！和！輪！クラブ」を開催し、子どもの見守りに力を入れています。エリア内の小学校への関わりとして、地域包括支援センターは認知症キャラバンメイトと協働して、小学生を対象に認知症サポーター養成講座を開催しています。地域活動交流は毎月個別支援級へ訪問し支援を通じた交流を図っています。

○上記地域特性から、下記を地域課題としてとらえています。

- ・坂道が多く、唯一の交通手段であるバス停やスーパー、医療機関までたどり着くために時間を要する高齢者が多い。
- ・高齢者の更なる増加が予想される。
- ・独居（日中独居含む）、高齢者のみ世帯の割合が多い。

○地域課題に対する取り組みは下記の通りです。

- ・買い物困難者支援
- ・高齢になっても活躍できるボランティアの場の提供
- ・独居高齢者見守りのための配食ボランティア団体の立上げ

(2) 応募理由

当該地域ケアプラザに応募した理由について、記載してください。

当法人は、平成3年に瀬谷区宮沢に特別養護老人ホームゆうあいの郷を開設して以来、瀬谷区役所（以下、区）、連合自治会、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）などの関係機関と協力・連携しています。

その後、横浜市より業務委託を受け、平成8年3月に横浜市阿久和地域ケアプラザ開所以降、第3期まで指定管理者としての業務運営を続けています。24年にわたる運営期間に、阿久和地区連合自治会、地区社協、民生委員を含む地域住民、福祉保健活動団体、学校・病院などとの関わりが深まり、信頼関係が築かれました。

横浜市の平均に比べ高齢化率が高いエリアですが、互いに見守り支え合う地域住民が多く、近隣に支援の必要な方や気になる方がいた場合に、地域ケアプラザへ情報を頂ける関係が出来ており、適切な支援に繋げることができています。また、連合自治会や地区社協などの定例会や地域のサロン、給食会などに参加し、関係機関や地域住民の交流を図るとともに、地域の課題について情報収集を行っているため、現在進行している地域福祉保健計画の策定に積極的に取り組むことが出来ています。

地域包括ケアシステムは、超高齢化社会に向け構築された仕組みですが、今後は地域共生・地域支え合いの実現に向けた取り組みが更に必要とされます。当法人は地域ケアプラザの活動において、高齢分野に限らず、児童・障害分野などにも連携が取れており、このことは今後一層強みとなってきます。このような経緯により、幅広い分野の機関との信頼関係をいかし、地域に住む誰もが安心して暮らせる取り組みを進めていくために、第4期指定管理の応募に至りました。

(3) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

- ・地域ケア会議や地域対策講座から地域課題を把握し協議体へと繋がります。地域住民と課題解決に向けた検討を行い、住民主体の活動の創出を支援します。
- ・横浜市の平均より高齢化率が高いことから、今後は早いペースで認知症の方が増えることが予想されます。認知症の方々が、今まで通り阿久和で生活していくために包括的な見守りネットワークが維持・継続できるよう努めていきます。その一環として、阿久和北部・南部のキャラバンメイトと連携・協働して認知症サポーター養成講座を今後も開催していきます。
- ・高齢になっても元気に暮らすために、ボランティア活動への参加を促し、その育成や活躍の場を広げていきます。現在活躍中のコーヒーボランティアも充実した活動が行えるよう支援していきます。
- ・坂道が多く交通の便が悪いことから、買い物のための外出に困っている高齢者を対象に、地域の福祉関連施設等と連携して買い物ツアーを企画し、買い物支援を行っていく予定です。
- ・複雑な課題を抱える方が、安心して気軽に相談できるよう、阿久和南部交流拠点ぼかぼかプラザにて相談日を設け、ケアプラザまで来所できない県営集合住宅の方々の相談対応を行っていく予定です。

(4) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

- ・地域の各種会議や定例会（連合自治会、民生委員児童委員協議会、地区社協）へ参加し連携を図っています。
- ・地区支援チーム会議へ参加し、区・瀬谷区社会福祉協議会（以下、区社協）と地域情報を共有し、連携を図りながら地域を支援しています。
- ・月1回定例のケア会議を行い、区・区社協・地域包括支援センター・地域活動交流・生活支援が出席して、情報共有や支援方針を検討しています。
- ・移動販売車を利用した買い物支援を行っている他区のコーディネーターと情報交換会や現地見学を行うなどし、先駆けた取り組みに関する事例を担当地区へ伝えていきます。
- ・区単位の各職種の部会や連絡会へ参加し、区内の職種間・区・区社協との連携を図っています。
- ・区社協・地区社協・阿久和南部交流拠点ぽかぽかプラザと連携して、今後も様々な問題を抱える子どもたちの学習支援を行ってまいります。

(5) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

(阿久和地域ケアプラザ、中屋敷地域ケアプラザ、ニツ橋第二地域ケアプラザのみ)

・阿久和地区センターおよび阿久和地域ケアプラザは、共に地域に密着した福祉保健に関する施設として住民に向けた講座やイベント等を発信し、健康増進や生きがい・仲間づくりに関する支援を継続して取り組んでいます。

合築であることの優位性を活かし、地域情報や講座に関する講師等の情報など互いの業務の質を向上させるよう情報共有をおこないます。また、地域住民に広く施設の役割・目的を周知できるよう共催のイベント（平成29年からセンターまつりを共催にて実施）や地域ケアプラザ所属の社会福祉士がおこなうエンディングノート書き方講座等を開催しています。

・阿久和地区センターおよび地域ケアプラザが有する貸し部屋（多目的ホール、体育館、会議室等）は地域住民が地域活動の場として活用され、地域の福祉保健活動の支援をおこなっています。また、カローリングや電子ピアノ等の用具に関しても地域住民に貸出しし、イベントや健康づくりの場において広く活用されています。

・阿久和地区センターの体育館改修の際には体育館利用福祉団体に対し、積極的に地域ケアプラザの部屋貸しを行い、活動継続の支援をおこないました。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

〈基本理念〉

1. 『心に遊びの気持ちを』(「ゆとり」ある心)
人は誰でも幸せな生活を送る権利を持っています。
私たちは、利用者が心に「ゆとり」を持てる生活と、やすらぎに満ちた人生を歩んでいただくためのお手伝いをします。
2. 『心に愛の気持ちを』(「ゆるす」気持ち)
「ゆるす」とは、心に愛を持ち、相手を慈しむこと。
私たちは、利用者に愛のある生活と、慈愛に満ちた人生を歩んでいただくためのお手伝いをします。
3. 『心に会話の気持ちを』(「ほほえみ」ある生活)
「ほほえみ」を絶やさないことは、人が幸せになるカギです。
会話することで、心のふれあいができます。私たちは、優しさの通う会話のある人生を歩んでいただくためのお手伝いをします。

〈運営方針〉

私たちは、利用者全員の生活の質の向上と維持を目的に、利用者一人ひとりの理解を深め、その人間性を尊い、人の目線に立ったサービスを考えることを努力し続けます。

そのために次のような基本姿勢を理解し、創意工夫をもって利用者の支援、介護を行います。

1. 私たちは、利用者全員の性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、障害程度、認知症の程度等あらゆる理由において差別することなく利用者の人としての尊厳を大切にします。
2. 私たちは、利用者の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように工夫し、支援、介護を行います。
3. 私たちは、利用者の財産とプライバシーを保護します。
4. 私たちは、利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、利用者と共に常に対等な立場で接するとともに、必要な支援、介護を求められた時は誠実に対応します。
5. 私たちは、利用者への体罰、暴言、不適切な対応等あらゆる権利侵害の防止対策を講じます。
6. 私たちは、利用者の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるよう努めます。
7. 私たちは、利用者への的確な支援、介護を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。

〈職員への伝え方について〉

1. 当法人の基本理念並びに運営方針は、施設内の職員誰もが見ることでできる場所に掲示します。
2. 新規採用時は、オリエンテーション研修の中で法人理念、運営方針を伝えます。

〈法人の業務実績〉

| | | | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------------------|--------|-----------|--------|--------|
| 特別養護老人ホーム ゆうあいの郷 | 特養 | 居室(床)数 | 100 | 100 |
| | | 延入居者数 | 33,161 | 28,108 |
| | | 延年間稼働率 | 90.8% | 77.0% |
| | 短期入所 | 居室(床)数 | 10 | 10 |
| | | 延入居者数 | 2,502 | 2,224 |
| | | 延年間稼働率 | 68.5% | 61.0% |
| 阿久和地域 ケアプラザ | デイサービス | 利用定員数 | 35 | 35 |
| | | 延利用者数 | 9,678 | 6,972 |
| | | 1日平均利用者数 | 27.0 | 19.3 |
| | 居宅介護支援 | 年間プラン作成件数 | 3,300 | 3,388 |
| ケアハウス ゆうあい | ケアハウス | 居室(床)数 | 95 | 95 |
| | | 延入居者数 | 35,461 | 35,152 |
| | | 延年間稼働率 | 102.2% | 101.3% |
| | 特定 | 居室(床)数 | 45 | 45 |
| | | 延入居者数 | 12,343 | 13,048 |
| | | 延年間稼働率 | 75.1% | 79.4% |
| 特別養護老人ホーム ゆうあいの郷 衣笠 | 特養 | 居室(床)数 | 100 | 100 |
| | | 延入居者数 | 35,481 | 35,904 |
| | | 延年間稼働率 | 98.2% | 98.4% |
| | 短期入所 | 居室(床)数 | 10 | 10 |
| | | 延入居者数 | 2,649 | 2,901 |
| | | 延年間稼働率 | 72.6% | 79.5% |

- ・特別養護老人ホームゆうあいの郷は、令和元年の大規模修繕を控え、ご入所者を抑制したため、稼働が下がりました。
- ・阿久和地域ケアプラザデイサービスは、介護人員の減少に伴ない、介護事故防止に重点を置いたことから、利用人員が減少しました。
- ・ケアハウスゆうあい及び特別養護老人ホームゆうあいの郷衣笠は、高水準の稼働率を維持しております。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

平成30年度予算の執行状況については、計画的かつ効率的な執行に努めてまいりました。その結果として平成31年3月の決算におきましては、資産の部合計5,253百万円、負債の部合計3,636百万円、純資産の部合計1,616百万円となっており、財政状況の健全性が維持されております。

一方では、施設の老朽化に伴い大規模修繕に取り組んでおり、工事に伴う多額な費用の支出とご利用者の制約に伴う稼働率の低下が発生することを踏まえ、安定的な経営の確保を徹底し、健全な財政状況の維持に努めてまいります。

安定した経営を推進していくために、毎月開催の施設長連絡会においては、施設稼働率、雇用状況、人材の育成・研修、保守管理状況、介護上の問題等施設が抱える諸問題の共有化と問題解決のための検討がなされています。加えて人材の育成を図りながら、サービスの質の向上を目指し、そして、安定した収入の確保、しっかりとした予算を立て、予算執行の適切化を実践することで財政状況を安定させてまいります。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策、職員の継続的な配置等の計画について、その考え方を記載してください。

〈所長予定者〉

鈴木 孝義（現 横浜市阿久和地域ケアプラザ所長）

〈経歴〉

| | |
|---|---|
| ■ | ■ |
| ■ | ■ |
| ■ | ■ |
| ■ | ■ |

■
■
■
■ 収益の確保と財務状況の健全化、人事管理と人材の育成、事故防止と庶務全般の運営管理、そして何よりも地域の自治会及び各種団体との良好な関係維持に努めると共に、区役所及び社会福祉協議会との連携にも努めています。

〈必要な職員の確保・適正な配置について〉

1. 当法人は、必要な職員を確保しており、介護保険制度、指定管理者制度においても適正な人員配置基準を満たしております。利用者が快適に利用できるような適正な人員配置によるサービス提供が実施できております。
2. 在職する職員は、職員個々の適性或希望を踏まえ、法人内人事異動または、所内配置転換などを行います。各事業所において、施設長（管理職）と定期的に面談を実施します。職務の達成状況や本人からの要望を聞き、能力の向上と適正な配置を目指します。
これにより、不測の事態による人員欠如とにならないよう取り組みます。
3. 求人については、ハローワーク、求人広告、当法人ホームページなどを活用して速やかに人員配置ができるよう取り組みます。
4. 施設内外の研修に積極的に参加し、人材の育成を図ります。
介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員など資格を必要とする職務のための研修などに積極的に参加できるよう研修費用の法人負担や勤務扱いとして参加できるよう取り組みます。
5. 職員が仕事にやりがいを持てるように人事評価すると同時に働きやすい職場環境づくりを目指します。

〈横浜市阿久和地域ケアプラザ人員配置と資格または経験〉

令和2年1月現在

| 部署/職務 | 配置予定者 | 資格・経験 |
|-----------------|--------|-----------------|
| 《所長》 | 鈴木 孝義 | |
| 《地域活動交流》 | | |
| 地域活動交流コーディネーター | 小西 賢太郎 | |
| サブコーディネーター | 5名 | |
| 《生活支援体制整備事業》 | | |
| 生活支援コーディネーター | 齊藤 恭子 | |
| 《地域包括支援センター》 | | |
| 保健師 | 岩間 牧子 | |
| 社会福祉士 | 島田 郁子 | |
| 〃 | 荒巻 一郎 | |
| 主任介護支援専門員 | 内田 千津子 | |
| 《介護予防支援》 | | |
| 介護支援専門員 | 望月 洋子 | 介護支援専門員 |
| 《居宅介護支援》 | | |
| 介護支援専門員 | 堀江 友子 | 介護支援専門員 |
| | 松戸 成美 | 介護支援専門員 |
| | 平山 裕見子 | 介護支援専門員 |
| | 望月 洋子 | 介護支援専門員 |
| 《通所介護・介護予防通所介護》 | | |
| 生活相談員兼介護職員 | 石井 良知 | 介護福祉士 |
| | 相場 健司 | 介護福祉士 |
| | 有賀 やよい | 介護福祉士 |
| 介護職員 | 10名 | 介護福祉士3名、初任者研修3名 |
| 看護職員 | 4名 | 正看護師1名、准看護師4名 |
| 運転手 | 4名 | |
| 事務職員 | 1名 | |

・人員配置予定者は現職です。次期指定管理者においても継続して人員配置基準を満たします。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

〈人材育成〉

1. (面談)

施設長（管理職）と定期的に面談を実施します。職務の達成状況や本人から要望を聴き、能力の向上と適正な配置を目指します。

2. (振り返り)

個別に全職員が一年の振り返りを行い、管理者へ書面で提出します。個別面談のコミュニケーションツールとして活用するとともに、年度の重点目標として意見を反映します。職員から普段言えないことや要望を聴くことができます。

3. (職員会議・ミーティング)

職員会議やミーティングは、職員間のコミュニケーションの場です。各部署の報告、業務改善、研修報告、所長会、コーディネーター連絡会、地域包括支援センター連絡会、地域福祉保健計画、連合自治会などの地域関連会議の報告を行い、様々な情報の共有を図ります。また、誰もが発言しやすい会議の場の雰囲気づくりを大切にします。

4. (研修・会議への参加)

研修は、年度ごとの研修計画により実施します。

施設外研修、各部署の分科会、所長会、地域包括支援センター連絡会、コーディネーター連絡会、居宅介護支援ケアマネット、地域福祉保健計画や連合自治会定例会などの会議に積極的に参加します。

〈研修計画〉

1. 施設内研修は、表の通り実施します。

必要に応じて外部講師を依頼し、職業倫理や法令遵守、法人理念を確認し、指定管理者として業務に取り組む姿勢、基本的な人材育成を目的に実施します。

施設内研修

| 研修名 | 研修内容 |
|--------------------|---------------------|
| 接遇・マナー・コミュニケーション研修 | 言葉づかいや態度、身だしなみ |
| 個人情報保護研修 | 横浜市指定管理者としての個人情報取扱い |
| 感染症予防研修 | ノロウイルス、インフルエンザなどの対策 |
| 事故防止対策研修 | ヒヤリハット、介護事故事例検討 |
| 人権啓発研修 | 横浜市人権施策基本方針に則り研修 |
| 災害時の対応のための研修 | 特別避難場所としてのケアプラザの役割 |
| 介護保険、介護技術 | 介護保険制度改正や介護技術の習得 |
| 認知症研修 | 認知症対応 |

2. 施設外研修は、専門職に必要な知識や技能を習得します。また、職務上必要な資格の更新研修などを積極的に参加します。特に介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員などの資格取得に向けた取り組みを積極的に実施していきます。
3. 横浜市、区、横浜市社会福祉協議会、横浜市ケアプラザ分科会、介護支援専門員協議会などが主催する研修会や会議へ積極的に参加します。
研修・会議の参加者は研修報告書、会議録を作成・提出し、職員全員で回覧します。研修内容によっては、職員会議や研修報告会、ミーティングで報告します。研修・会議については、参加するだけでなく、事業所全体で情報共有し、円滑な業務の連携に活かします。
4. 地域福祉保健計画における研修や会議への参加については、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員が地区支援チームとして積極的に参加しています。計画の進捗状況や各地区状況を把握するとともに、地域ケアプラザ内においても、全部署で把握し、協力したいと考えております。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

来所者が快適に利用するための設備管理業務を徹底します。

1. 毎日点検の実施。夜間サブコーディネーターによる施設・設備の目視点検並びに清掃の実施。防災設備、各部屋の照明、水道、壁床の破損汚れ、整理棚の扉、各物品、手すりなどの点検を行います。点検後は日誌に記録します。毎日点検は、利用者の安全確保と甚大な故障とならないための大切な業務と考えております。
2. 保守管理業者による定期点検、定期清掃の実施。月1回の総合巡視点検や定期清掃後に設備の不良や破損などの報告があった場合は、業者から詳細を聞き取り、修繕が必要かどうか確認します。小破修繕が必要となる場合は、見積もりをとり、瀬谷区福祉保健課運営企画係と事前協議を踏まえて修繕します。また、地区センターとの共用部については、地区センター事務局との事前協議も踏まえ速やかに修繕します。
3. 日常点検による設備の異常（異音、警報、停止）が起きた場合は、業者へ報告するとともに瀬谷区福祉保健課運営企画係に報告します。異常の頻度など詳細を報告し、設備の耐用年数によるものか、小破修繕の対応で良いかを相談し、大規模修繕などにつなげます。
4. 設備保守管理会社との連絡体制を整えます。土曜、日曜、祝日など業者が休みの場合においても緊急連絡体制を整え、緊急時に備えます。事務所内に緊急時連絡一覧を備えています。
5. 横浜市建築局保全推進課が主催する施設管理者研修などに積極的に参加し、点検のポイントを学びます。研修後は、報告書の回覧、研修報告にて職員の施設管理の意識の向上につなげます。
6. 職員は日頃から冷温水発生器、パコティンヒーター、給水装置など機械設備の設置場所を確認することや中央監視盤のエラーブザーなどの対応について周知します。
7. 職員は整理整頓を心がけており、廊下、防災設備の前に物を置かないよう心がけています。子どもから高齢者まで利用されるため、車いす、介護用品、ゴミ箱などが歩行・移動の障害とならないように置き場所をきちんと決めて管理します。
8. 職員は身の回りの清掃に心がけます。相談カウンター、洗面所の使用後の洗面テーブルの拭き掃除、ゴミの分別・片づけ、交流ホールの清掃、ピロティ玄関清掃などをおこない、衛生管理を徹底します。
9. 年2回大掃除を行います。換気扇、照明設備の拭き掃除、棚の中の片づけなど行います。
10. 貸館利用団体の協力により、部屋使用後の清掃をおこないます。また年度末などにも大掃除の協力をいただけるように貸館利用団体との協力体制を築きます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

〈介護事故防止対策について〉

- 地域ケアプラザは幅広い年齢層の方が利用されます。そのため、地域の方々に安心して利用できるよう、また予め事故を防げるよう事故防止・対応マニュアルを整備し取り組んでいます。
- 事故防止・対応マニュアルに基づき、事故防止対策委員会が設置され、事故予防対策などについて協議します。
- 日々の業務中におきたヒヤリハットを、部署ごとのミーティングで報告するとともに記録し、全職員が意識を持てるよう情報共有します。また、ヒヤリハット事例は、事故防止対策委員会へ報告、再確認するとともに改善を図ります。

〈デイサービス利用者・家族へのリスクや利用状況の伝達〉

- デイサービス利用開始の際は、契約時に事故や体調の急変など起こりえる事柄を家族に伝えます。
- デイサービス送迎時や電話連絡などで、利用者の体調など利用者の状態把握に努めます。また、利用状況を伝える手段として連絡帳による情報交換を行い、その日の利用状況を記録し、日頃から情報交換することで信頼関係を築きます。

〈事故発生時の対応について〉

事故対応は、事故対応マニュアルに基づき対応します。

1. 事故発生時の対応

- ・看護師による身体状態の確認
- ・受診判断（病院へ連絡、場合により救急車対応）
- ・事故状況の確認

2. 事故発生後の対応

- ・事故後は速やかに下記へ連絡します。

家族への連絡

瀬谷区福祉保健課運営企画係及び横浜市健康福祉局介護事業指導課へ第一報

横浜市へ第一報

ケアマネジャー関係機関へ連絡

- ・所長は、事故調査委員会を立ち上げ、事故状況を分析し、瀬谷区役所保健福祉課運営企画係と協議の上、再発防止のために取り組みます。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

〈福祉避難所の運営について〉

1. 福祉避難所開設・運営は瀬谷区との協定に基づいて施設職員が行います。
大規模災害が発生した際は、福祉避難所開設・運営マニュアルに基づいて行動します。
瀬谷区対策本部との要請をもとに要援護者の受け入れを行います。
2. 運営マニュアルは、年2回職員会議などで周知を図り、運営マニュアルに基づいた訓練を実施します。できるだけ早期に開設準備し、受け入れ態勢を整えられるよう日頃から防災への意識を高めていきます。
3. 災害時非常備蓄物資は、毎年、消費期限、在庫のチェックをします。消費期限切れの非常備蓄物資の処分、更新を適切に管理します。
4. 地域防災拠点（原小学校、阿久和小学校、原中学校）との連携を図ります。それぞれ行われる防災拠点の防災訓練や会議に参加し、情報共有と福祉避難所の運営についての周知を図ります。当該地区の単位自治会と連携を図るため当該地区の単位自治会の防災訓練に参加します。
5. 連合自治会定例会、防災拠点会議、地区社協定例会などに参加して、日頃から地域の防災の取り組みを把握します。
6. 民生委員、連合自治会と協力して、日頃から要援護者の見守り活動を行い、実態把握に取り組みます。
7. 地域活動交流、生活支援、地域包括支援センターは、介護保険などの個別相談者や地域サロン、地域ミニデイサービス、給食会などの参加者において、災害時に支援が必要となる方を把握しておくことも大切な取り組みと考えております。

〈大雪、台風などの自然災害時の取り組みについて〉

- ・大雪などによる自然災害時に、デイサービス利用者、居宅介護支援の利用者、地域サロンなどの参加者における独居高齢者の安否確認や見守り、配食についてもできる限り実施します。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

〈事前の準備〉

1. 管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保（什器や事務機器の転倒・落下防止、窓ガラス等の破損・散乱防止など）、職員の食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備等災害対策の推進を図ります。
2. 区役所や自治会と連携し、地域の防災活動・防災訓練へ積極的に参加します。
3. 災害発生時の対応に備え、職員の連絡体制及び緊急時出勤体制の整備を図ります。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- ・介護保険サービス事業者等の選択について、利用者の意思を尊重し、自由な選択が出来るよう「介護サービス事業者ガイドブックハートページ」などを提示し情報提供を行います。
- ・介護支援専門員の事業者選択については、ハートページのほかに瀬谷区役所が月初めに発行する「新規ケアプラン受託可能事業者一覧」を提示するほか、利用者・家族の希望を丁寧に確認し、各事業所の特徴などの情報提供も行います。
- ・居宅事業所の介護支援専門員および地域包括支援センター職員は、偏りのないように介護サービスを紹介します。また、積極的にサービス事業所などの施設を見学し情報収集を心掛けます。
- ・自法人の事業所を優先して紹介することのないよう公正・中立の立場で介護保険サービス事業者を紹介します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- ・地域ケアプラザの利用に対する意見・要望等は年1回アンケートを実施し、改善策を講じ、来所者に見える場所に掲示しています。また、苦情・要望への対応は「苦情処理マニュアル」の手順に基づいて行っています。万が一、苦情受付担当者・苦情解決責任者との話し合いで解決に至らない場合は第三者委員会の助言を仰ぎます。

〈利用者アンケート〉

1. 窓口利用者（相談者）、自主事業参加者、貸出施設利用者、介護予防支援・居宅介護支援利用者、通所介護系事業利用者に対して、毎年アンケートを実施し、職員の対応状況、施設の快適性、要望などをお伺いする体制等様々な角度から利用者満足度を把握すると共に、サービスの質の向上に向けた改善対応に取り組んでいます。
2. 地域包括支援センターの公正・中立性を確保するために、相談者に対して毎年アンケートを実施し、相談業務における公正・中立性の確保に努めています。
3. 所長は常に地域の方々の声に耳を傾け、職員の意識、事業所の雰囲気及び施設全体の見直しと改善対応に取り組んでいます。

〈苦情対応手順について〉

1. 苦情処理マニュアルに基づいて苦情解決に取り組めます。
2. 苦情受付は各部署に受付担当者を配置し、適切で円滑な対応に努めます。事態を悪化させない為に迅速な対応を心がけます。常に当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を持って対応します。
3. 受付担当者は、利用者または家族などからの苦情受付・苦情内容及び利用者の意向の確認と記録を行います。関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守します。
4. 苦情解決責任者である所長は、苦情に対して誠意を尽くし話し合い、円滑に円満に苦情解決ができるよう取り組みます。
5. 第三者委員会は、受付担当者・苦情解決責任との話し合いで解決に至らない場合に必要な助言をします。

〈苦情受付体制と事務の進め方〉

| | |
|--------------|--------|
| 苦情受付担当者：通所介護 | 石井 良知 |
| 居宅介護支援 | 堀江 友子 |
| 地域包括支援センター | 荒巻 一郎 |
| 地域活動交流 | 小西 賢太郎 |
| 生活支援 | 齊藤 恭子 |
| 苦情解決責任者：所 長 | 鈴木 孝義 |

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

〈個人情報保護取扱について〉

1. 当法人の個人情報取扱規定に基づき取り組みます。
 - ・個人情報取扱マニュアルは、毎年、事業毎に業務点検を実施します。点検の結果、業務の見直しなどがあれば、改善点を職員会議で報告します。
2. 個人情報保護研修は毎年行い、横浜市指定管理者として（公共の施設として）の個人情報の取り扱いについて、全職員が意識を持って取り組みます。
3. 個人情報漏えい事故があった場合の流れ
 - ・個人情報漏えい事故が起きた場合は、個人情報取扱規定に基づいて処理します。
 - ・速やかに状況・事実確認を行い、当事者と関係者へ報告するとともに瀬谷区役所保健福祉課運営企画係及び横浜市健康福祉局介護事業指導課に第1報を入れます。
 - ・当事者、関係者への謝罪は、所長が速やかに行います。
 - ・所長は、事故調査委員会を立ち上げ、事故状況を分析し、瀬谷区役所保健福祉課運営企画係と協議の上、再発防止のために取り組みます。

〈法人の運営状況等の公開について〉

1. 法人全体の運営状況については、ホームページや広報誌などを活用して情報公開に取り組みます。
2. 各施設は、事業報告、事業計画、決算書などの法人の情報を利用者がいつでも閲覧できる場所に設置します。
3. 法人概要、施設案内、介護保険サービス運営規定、苦情対応、利用者アンケートの結果などは、利用者が見やすい場所に掲示します。

〈人権尊重の取り組み〉

1. 当法人は、「横浜市人権施策基本方針改訂版」に基づいて人権尊重に取り組みます。当改訂版に掲げられた世界人権宣言「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」を尊重し、横浜市の基本理念である「一人ひとりの市民が互いに尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指します。
2. 横浜市の基本認識・施策を職員が理解して取り組みます。当法人理念には、「人は誰でも幸せな生活を送る権利を持っています」とあり、横浜市の基本理念・施策と合致しており、法人運営の基礎となります。業務の遂行にあたり、職員は人権尊重を基調に、格差、差別意識、様々な問題にある正しい知識を十分に理解し取り組みます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

〈環境への配慮〉

1. 横浜市『ヨコハマ3R夢プラン』に基づきゴミの分別、減量化、資源化に積極的に取り組んでいます。
 - ・リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)について、全職員の意識を高め、ゴミの減量に取り組んでいます。
 - ・適切なゴミの分別ができるよう種類別にゴミ箱をわけ、普段から整理整頓を心がけています。
 - ・定期的に行われる講習会に参加して、情報を得て、全職員がゴミの減量、リサイクルに心がけるよう促してまいります。
 - ・備品等の買い物には必ずエコバックを持参しています。
2. 省エネルギーに取り組んでいます。
 - ・節電を意識して業務に取り組んでいます。
 - ・節水のため適切な水圧調整をしています。
 - ・空調は、電気とガス使用による冷温水発生器のため中間季においては、温度管理や機械停止をするなどの取り組みを行います。
 - ・館内に「節電、節水へのご願い」のチラシなどを貼り、地域の方々からも協力頂いています。
3. 施設内の緑化に取り組めます。
 - ・財団法人横浜市緑の協会の緑化事業を利用し施設花壇の緑化整備に取り組んでいます。
 - ・花の苗植えや花壇の整備は、植栽の好きなボランティアに協力いただいています。

〈市内中小企業優先発注について〉

当法人は横浜市内に3施設を運営しています。横浜市内中小企業振興基本条例に基づき、市内中小企業の振興が地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど地域社会へ貢献できるという主旨に賛同し、施設保守管理、物品の購入の際には市内中小企業を優先的に発注しており、今後もこの方針を継続していく予定です。

〈男女共同参画推進について〉

当法人は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女が対等な立場で、自らの意思によって業務のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保しています。また、個人としての尊厳を重んじ、男女の差別なく能力を発揮できる機会を確保すると共に、処遇についても男女の差別なく確保しております。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

〈地域活動交流〉

- ・入口のソファ席やボランティアコーナー、トイレなどは、地域の方にいつでも利用できるスペースとして開放しています。
- ・来館者に対して、常に受付での丁寧な対応を心がけています。
- ・地域活動交流の自主事業に参加された方に、地域ケアプラザおよび地域包括支援センターの役割などを説明し、介護保険等の相談窓口であることを周知し、活用頂いています。
- ・広報誌『あくわ通信』に地域ケアプラザ各部署の自主事業、講座の案内等を掲載しています。このほかにも阿久和地区の福祉保健活動団体の取り組みなど、地域の方に様々な情報を提供していきます。
- ・広報誌及びホームページに、貸館の案内や貸出物品の案内を掲載します。
- ・自主事業の開催については、5職種で連携し、地域へ情報提供ができるよう年間計画を作成しています。5職種連携で検討することにより、地域住民への多様な情報提供が可能となっています。

〈地域包括支援センター〉

- ・来所相談は、個人情報（プライバシー）等を保護し、安心して話せる環境を整えた相談室で行っています。
- ・個別相談会開催時も個人情報（プライバシー）保護の観点から、地域ケアルーム等を利用しています。
- ・ケアマネジャーからの相談、カンファレンス開催など、来所者が多数の場合は地域ケアルーム等を活用して対応しています。
- ・自主事業等、講座開催時は、他の貸館利用者と利用が重複しないよう地域活動交流と調整して、会場を確保します。

〈生活支援整備事業〉

- ・ボランティア講座の参加者へ、地域包括支援センターや地域活動交流の自主事業への参加や貸館団体の情報を伝え、利用を促進します。

〈居宅介護支援事業〉

- ・新規受け入れ可能状況については、ケアマネジャー個々の空き状況をホワイトボードで表示します。円滑な相談、サービス提供に取り組みます。
- ・研修、ケアマネット、事業者連絡会、職員会議、書籍、インターネットなどで最新の情報を得て、利用者にとって必要な情報を提供します。
- ・様々な相談に対応し、相談内容に応じて、他部署へ確実に繋がります。

〈通所介護・介護予防通所介護〉

- ・デイサービスの利用者を職員全員でお迎えします。
- ・ケアマネジャーへの利用者の利用報告をする際は、事業所に出向き口頭で説明するとともに、

レクリエーションや行事などのPRをします。

・毎月利用者・家族にデイサービス便りを発行します。レクリエーションの様子を写真付きで掲載し、次月のレクリエーション内容や職員紹介、感染症予防などの記事などを掲載し、情報提供するとともに、職員・利用者・家族のコミュニケーション材料として活用します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

当エリアは横浜市の平均を上回る高齢化率のため、老老介護の問題があります。最近では同居の高齢者だけではなく、障害者や乳幼児とのダブルケアの問題も増加しています。そのため地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に事業を行っています。事業の周知や地域ケアプラザが身近な相談窓口であることを、隔月発行の「あくわ通信」や自主事業や地域サロン等、ホームページで周知しています。高齢者が多いというだけではないと思われませんが、紙媒体の「あくわ通信」は地域住民から楽しみにされており、回覧板が回った後に直接感想を頂いています。地域の方々のご期待に沿えるよう、「あくわ通信」に幅広い情報を掲載すべく全部署が協力して作成しています。また、直接顔を合わせるサロン等では、事業のチラシや相談窓口の案内を説明しながらお伝えすることで、事業への参加、個別相談につながる機会が多く見受けられます。今後も地域の方が受け入れやすい手法で情報提供を行い、身近な相談窓口であることを伝えていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間（5職種）や関連施設との情報共有及び話し合う場、円滑かつ効果的な運営に対する考え方を記載してください。

毎日朝礼を行い、所長、5職種、居宅支援事業所、高齢者デイサービスの職員全体で、貸館や来所予定者等の情報共有を図っています。各事業は毎月会議を行うと共に職員会議では全体の情報が共有できるようになっています。また、毎月行われる地域ケア会議には、瀬谷区高齢支援課、区社協、地域ケアプラザの5職種が参加し、地域で行われる行事やサロンで得られた情報は、小さなことでも共有しています。地域ケア会議では事例の共有も行い、地域課題を抽出し、地域包括支援センターによる個別ケア会議、生活支援コーディネーターによる地域対策会議を開催し、地域住民や関連機関と検討する場に繋げています。

併設の地区センターとは施設・設備に関する情報共有を行いながら連携し、来所者が心地よく使えるようご案内しています。地域に根付いた施設として、年1回開催されるセンターまつりを共催し、地域住民に楽しんで頂いています。

ともしび、せや福祉ホーム、ワンステップ瀬谷など障害者施設で作られた作品を展示し代行しながら、地域住民への情報提供を行っています。また、地域の小学生を対象に盲導犬教室や認知症サポーター養成講座等を通して福祉教育を行っています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- ・阿久和地区は高齢者の見守りや子育て支援、また障害者など福祉保健に関する様々な団体や関係機関が存在しています。阿久和北部地区および阿久和南部地区の連合自治会や地区社協をはじめ各委嘱委員も福祉保健への関心や意識が非常に高い地域です。
こうした各団体や連合自治会、地区社協の定例の会合に定期的に参加することで、地域の最新情報や課題についての情報収集および情報発信をおこない、地域との関係構築を継続して取り組んでいきます。
- ・また地域の状況や時代の変化にあわせ、地域課題を解決するための新たな団体の設立や取組が必要になった際、構築してきた既存のネットワークを活かしつつ必要な地域資源・社会資源を発掘しさらに繋げていく事が、地域に必要なネットワークの在り方であると考えます。適切かつ迅速に対応できるよう、地域の関連団体や関係機関との永続的な関係構築向上に取り組んでいきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- ・第3期瀬谷区地域福祉保健計画の基本理念である「みんなでつくる みんなのしあわせ」に沿った、支え合う・健康長寿をめざす・誰もが地域活動に参加できるまちづくりを常に視野に入れ、地域ケアプラザとして継続的に地域支援をしています。瀬谷区の特徴である「地区支援チーム」として行政および区社協と連携を取りながら地域の現状を把握し、地域の抱える課題を解決する支援をしてきました。また地域ケアプラザは地域住民にとって一番身近な福祉保健に関する場所となるべく、阿久和地区でおこなわれている地域活動および会合へ職員が連携して関わり、区行政でも把握しきれない情報の収集することが重要な責務です。日々の業務の中で地域ケアプラザが収集した情報を行政と共有することで更なる地域の発展につながるよう、取り組んでいます。
- ・区行政が開催するイベントへ参加し、地域ケアプラザの職員として住民との交流および地域情報の収集の場として活かしています。
- ・区行政が主催する研修および講座等に参加し、地域支援に必要な知識、技術を得ることで日常の業務に活かしています。
- ・区行政が主催する住民向けの市民カレッジ（せやまるタウンカレッジ）等にも地域ケアプラザとして関わり、地域住民が新たに立ち上げる地域活動の後方支援を継続しています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

瀬谷区地域福祉保健計画の全域計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第3期振り返りおよび第4期策定に向けた地域福祉保健計画の打合せに、地区支援チームメンバーをはじめ地域包括支援センター職員も参加しています。

連合自治会、地区社協をはじめとした地域福祉保健計画参画者は、地域特性や課題をよく理解しており、積極的な話し合いを進めることが出来ています。第1期から第3期に取り組んできたことを踏まえ、今後地域に必要なことを、具体的に各自治会等へ発信することも出来ています。地域ケアプラザは、主体的に計画策定に取り組まれている地域の方々の意見が確実に反映するよう支援を継続していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

(高齢者支援事業)

- ・ 住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けるために、高齢者に向けた事業を定期的におこなってきました。参加者にとっては定期的におこなえる健康増進および住民同士の交流の場、また地域ケアプラザにとっては参加者の様子を見守ることのできる機会として、地域ケアプラザ果たすべき機能と役割を踏まえ事業展開してきました。地域活動交流が主として行う事業ですが、必要に応じて地域包括支援センターや生活支援と連携し地域の高齢者を支援できるよう機能させてきました。
- ・ 高齢者を対象としておこなってきた事業の参加者より、より開催頻度を上げ健康づくりに活かしたいとのニーズを受け事業の自主化の支援をおこないました（H28年～ジェントル・ヨガ）
自主化したのちに構成メンバーの高齢化に伴い、活動の継続が困難になった場合も活動内容や依頼する講師の見直しを行うなどの後方支援を実施し、団体が長期的に活動できるよう取り組んでいます。

(子育て支援事業)

- ・ 地域で育児をおこなっている保護者および児童へ向けての事業を継続して実施しています。親子のスキンシップをメインテーマに季節に合わせた様々なイベント性を取り入れ、担当の講師と綿密に打ち合わせを行いながら事業をおこなっています。
- ・ 不安や悩みを抱えている子育て世代を支援するべく、子育て経験豊富なボランティア・民生児童委員、地域の子育て支援団体および瀬谷区の地域子育て支援拠点である「にこてらす」などと連携し、阿久和地区で子育てをおこなう親子の見守り体制を構築し、情報共有等をおこなっています。
- ・ 地域で活動をおこなう子育て支援団体との共催事業をおこなっています。（阿久和南部地区社協、あくわキッズみなみ、阿久和保育園等）互いが持つノウハウや地域との関係性を活かし、より事業の内容が向上するよう連携をしています。また、各団体がおこなっている事業にも積極的に参加することで、地域に根差した総合相談窓口としての機能をはたすよう努めています。
- ・ 瀬谷区子育て応援ネットワークに参加しています。現在では阿久和地区で活動をおこなう団体および施設が阿久和ブロックとして連携し、年4回程度の定例会議を実施し子育て支援に関する課題や状況の共有をおこなっています。また、課題共有から発展し平成30年から子育て世代に向けた防災イベント「あくわ防災 Day」を実施し、阿久和地区での定期事業として取り組んでおり地域ケアプラザは事務局としての役割を担っています。

(障害者支援事業)

- ・原小学校の個別支援級へ月1回程度の支援プログラムを実施しています。音楽を中心としたプログラムを取り入れ、協調性や情緒の安定、リズム感や音感の向上を目指しています。音楽講師、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーターの3者が継続的に事業に関わり、1年から6年生まで全員と広くかかわることで長年にわたる支援の実施が可能となり、学校職員や生徒との関係構築も向上しました。
- ・原小学校4年生を対象に年に1回の補助犬教室をおこなっています。日本補助犬協会に協力いただき、実際に障害を抱える職員の方と介助犬に講演、実演をおこなっていただき、地域に暮らす障害者について学ぶ場の提供をしています。
- ・阿久和南部・北部のスポーツ推進委員と共催している阿久和カラーリング交流会に地域の障害者グループホームの利用者と職員が参加し、地域住民と一緒にカラーリングをおこない、ともに地域に暮らす住民同士としての相互理解の場となっています。

(その他事業)

- ・地域活動交流が支援をおこなう「高齢者」「子育て世代」「障害者」と大きく分けて3つの分野がありますが、その3つの分野がつながるよう心掛け、多世代交流の場として機能するよう事業を運営しています。地域で暮らす誰もが参加できるコンサートの開催（音の駅）や定期開催している交流サロン「ゆるり」への障害支援団体のバザー出店および見守りが必要な障害者への参加のお声かけ、また子育て支援事業参加者とデイサービスを利用する高齢者との交流の機会提供と各世代・要支援者を横断的につなげケアプラザがおこなうべき事業としての質的向上を目指しています。

(将来に向けての事業の運営)

- ・地域の課題およびニーズに沿った事業計画をおこなっていきます。顕在化する課題である65歳以下の男性の地域との繋がり希薄さを解決できるような講座や場づくりを提供していきます。
- ・地域でおこなわれている団体や施設の活動計画を視野にいれ、より効率的な事業計画を作成します。（事業開催日に別の場所で、別の団体が事業をおこなっているなど非効率な面もあった為）

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- ・地域ケアプラザでおこなう事業や地域でおこなわれているサロンや会合の場において、地域ケアプラザが担うべき役割や機能を伝えるために、説明資料を作成し「福祉・保健」活動についての目的や重要性について理解を促す取り組みをおこなってきました。他の施設（地区センターやコミュニティスクール等）でおこなう活動との違いについて十分に理解いただいたうえで、地域ケアプラザを場として利用するうえでの重要性についてコミュニケーションを図りました。地域ケアプラザで活動をおこなう団体それぞれが阿久和地区での共生社会の実現に不可欠なインフォーマルサービスとしての位置付けにある事を伝え、活動のモチベーション強化につながるよう心掛けています。
- ・貸館登録団体が参加する団体交流会にてすべての団体が快適に施設を利用できるよう、ルール等について共有できる場を提供しています。また、利用団体から利用者アンケートや日頃のコミュニケーションから得た要望や不満については早急に対処し、ストレスなく利用できるよう心掛けています。
- ・高齢化や構成メンバーの減少等の団体活動の継続に支障をきたすような問題が発生した場合は、メンバー募集等の広報に関する支援や活動内容の見直しの支援などをおこない、長期にわたり活動ができるよう寄り添った支援を実施しています。また日頃の地域支援の中での関りにおいて常に新しい地域資源の発掘を意識することで、次世代につながる人材との関係性向上に努めています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ・新規に登録されるボランティアに対しオリエンテーションをおこない、ミスマッチが起きない様十分にニーズの聞き取りをおこないます。またボランティアの体力面、精神面等さまざまな状況を踏まえたうえでボランティアコーディネートをとおこない、無理なく、楽しく、長期にわたり活動をおこなえるよう支援しています。ボランティアに関する情報を地域包括支援センターや生活支援とも共有することでお互いに顔の見える関係づくりを向上させ、ボランティアと地域ケアプラザとの信頼関係構築につなげています。
- ・活動を続けるうえでのモチベーションを維持できるよう、日頃のコミュニケーションを重要視し地域ケアプラザ職員の共通認識として取り組んでいます。言動や表情の中から困りごとや悩み事をさりげなくくみ取り、支援する体制を整えています。
- ・継続的に活動をおこなえるようボランティア講座やボランティア交流会を開催し、スキルアップの場やボランティア同士の交流の場を提供しています。
- ・よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を地域ケアプラザで開催し、生活支援と協働でボランティアデビューを支援しています。また、地域活動を促すためにコーヒーボランティア講座等も適宜開催し、ボランティア発掘の機会を設けています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- ・阿久和地区でおこなわれている地域行事（お祭り等のイベント、防災訓練）や集まりの場（サロン、健康づくりの会等）へ地域包括支援センター・生活支援・地域活動交流が連携して関わり、地域の状況および課題を収集し共有をおこなっています。
- ・阿久和地区の連合自治会や単位自治会の会合での情報収集および発信を定期的におこなっています。
- ・瀬谷区域での各職種連絡会に出席し、区域での福祉保健団体や人材に関する意見交換・情報交換をおこない、ケアプラザ内で情報共有し地域支援に活かします。
- ・定期開催している地区支援チーム会議（南部・北部）に出席し、区および区社協との情報共有および発信をおこなっています。
- ・定期開催している地域ケア会議の場において、区および区社協の阿久和担当職員との情報共有および発信をおこなっています。
- ・地域で新たに福祉保健に関する団体や場づくりなどを立ち上げる場合には地域ケアプラザに集約された地域資源や制度に関する情報を提供し、新たな社会資源の創出を支援してきました。
（瀬谷区主催の市民カレッジ参加者への後方支援等）
- ・定期発行している広報誌紙面にて地域の福祉保健団体の活動報告や人材募集等の記事を掲載し、阿久和地区への各戸回覧をおこない広く周知できるよう取り組んできました。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

生活支援体制整備事業において高齢者の生活上のニーズを把握し分析することは、何よりも重要と考えております。職員が常にアンテナをはりキャッチしたニーズを生活支援コーディネーターへ伝え、多職種で分析を行うなど、地域ケアプラザ全体で事業の推進を図ります。

<高齢者の生活上のニーズ把握>

○聞き取る

- ・高齢者サロン・サークル・地域のイベント等に参加し、担い手や参加者との会話の中からニーズを聞き取ります。
- ・「阿久和地域対策講座」では配食ボランティア活動をされていた方より、高齢者の生活上の課題やニーズに関する聞き取りを行いました。(15名参加)
- ・地域ケアプラザ内会議や5職種共通情報ツールを利用し、地域で聞き取ったニーズを共有します。

○汲み取る

- ・地域の会議に参画しニーズを汲み取ります。
- ・ケア会議や地域ケア会議に参加し、個別ケースからニーズを把握します。
- ・個別相談票より共通の課題を見つけ、ニーズを把握します。

○アンケートより

- ・地域ケアプラザ事業の参加者や在宅の要支援者を対象に交通や暮らしに関するアンケートを行いました。今後も必要に応じてアンケートを行います。
- ・地域の会議に参画し、全戸対象の「買い物に関するアンケート」に携わりました。

<ニーズの分析>

- ・5職種会議や日々の業務の中で、多職種で関わり分析を行います。
- ・「買い物に関するアンケート」の結果を住民と共に分析を行い、買い物困難者支援の方法を地域と共に検討しました。
- ・瀬谷区生活支援コーディネーター連絡会や全市のコーディネーターの情報共有の場に参加し同じ地域課題を持つコーディネーターと連携し分析を行います。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

日頃より地域活動へ参加し地域にある企業やNPO法人との関係構築を行います。把握した情報を地域ケアプラザ全体で共有し、主に生活支援コーディネーターが情報の整理や管理を行います。

〈具体的な取組〉

- ・地域の小売店を対象に「阿久和地域対策講座」を開催し、小売店から見える地域課題やニーズの聞き取りを行いました。講座終了後も小売店とのつながりを活かし、地域支援や個別支援で協力関係を継続しています。
- ・高齢者の生活で利用できる民間によるサービス（配食、買い物支援等）を取りまとめてファイリングしています。
- ・買い物支援の取組の中で地域と民間企業をコーディネートしています。企業選定の際は他地域の取組を参考に住民と検討しながらすすめました。
- ・事業の講師を地域の企業や団体に依頼しています。構築した関係の中から、ふさわしい人材を検討し声掛けしています。

【コーディネート事例】

| 講座名 | 企業・団体 | 役割 |
|-------------|----------|-----|
| 阿久和地域対策講座 | 小売店 | 参加者 |
| 庭木の手入れ講座 | 造園会社 | 講師 |
| 歴史めぐりウォーキング | ガイドの会 | 講師 |
| | ウォーキングの会 | 講師 |

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

平成 28 年度に生活支援コーディネーターが着任して以来、目指す地域像を地域住民と共に話し合い数々の協議の場を設置・運営してまいりました。買い物支援や集いの場は協議体を経て実施に至り、現在は配食ボランティア団体の設立に向けて住民と共により住みやすい阿久和を目指して協議を進めています。

<具体的な取組>

- ・地域の会議に参加し目指す地域像を地域住民と共に話し合います。
- ・生活支援体制整備事業を地域住民にご理解いただき、新たな活動を創設する際は地域を巻き込み理解者になって頂けるよう支援を行います。
- ・地域住民の声から地域課題やニーズをアセスメントし、課題解決に向け必要と考える方にお伝えし地域の取り組みとして動き出すきっかけとなるよう支援します。

【開催した主な協議体】

| 年度 | テーマ | 主な参加者 | 成果 |
|-------|----------------------------|-------------------------|---|
| H 2 8 | 「地域包括ケアシステムと生活支援体制整備事業について | 連合自治会 地区社協 民生委員 他 | 事業の理解 |
| | ‘買い物支援’と‘新たな見守り’について考える | 連合自治会 地区社協 民間企業 他 | 移動スーパーを地域へ紹介 買い物支援の場が見守りの場となることの意識付け |
| H 2 9 | 阿久和北部地区買い物困難者支援事業について | 連合自治会 地区社協 民生委員 他 | 移動スーパーによる買い物困難者事業の実施 |
| | 小売店での高齢者見守りについて | コンビニエンスストア 民生委員 他 | 地域コンビニエンスストアとの関係構築 高齢者や認知症の理解 |
| H 3 0 | 自治会館を利用したお茶飲み会立上げについて | 単位自治会 民生委員 他 | お茶飲み会の開催 |
| R 元 | 配食団体立上げについて | 連合自治会 地区社協 民生委員 他 | 配食団体立上げ実行委員会発足 |

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

阿久和地区には数多くの地域活動団体があり、当法人は阿久和地域ケアプラザの開所当初から地域へ出向き、顔のわかる関係を構築してまいりました。その土台の上で、地域の活動・サービスの創出・継続・発展を支援し阿久和地区がいつまでも住み続けられる地域となるよう地域の方々と共に活動していきます。

<具体的な取組>

○地域の活動・サービスの創出

- ・地域のニーズにより協議体を行い、配食支援団体立ち上げに向け地域が動き出しています。地域ケアプラザは実行委員会の事務局として支援していきます。
- ・よこはまシニアボランティアポイントの登録研修会を開催し新規ボランティアの方を活動へ繋げます。
- ・ボランティア未経験の方が参加しやすい講座や事業を開催し、活動者を増やします。
- ・地域の課題やニーズを捉え、地域住民と共に必要なサービスの創出に取り組みます。
- ・地域の企業・NPO法人と連携しサービスの創出の支援を行います。

○地域の活動・サービスの継続

- ・既にボランティア活動されている方が高齢となっても活動を継続できるよう、ボランティアサポート事業を行います。
- ・民間企業のサービスを導入している買い物困難者支援事業が継続できるよう、地域と企業のパイプ役として活動します。

○地域の活動・サービスの発展

- ・地域ケアプラザの自主事業により立ち上がったカフェボランティアグループの活動の幅が広がるよう、活動場所のコーディネートや技術向上の為に講座を行うなどの支援をしていきます。
- ・地域のサロンやサークル等に参加し活動の支援をしていきます。
- ・既存のサービスを見直し、より地域のニーズにマッチするよう地域の方々と共に検討していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・横浜市や瀬谷区の平均よりも高齢化率の高い地域のため、相談に訪れる9割以上が65歳以上で、高齢者からの相談内容の大半は介護保険に関するものです。次に多い相談は日常生活課題で、生活困窮や障害に関する内容も含まれます。これらの相談をワンストップで適切な関連機関に繋げるよう、瀬谷区高齢支援課、生活支援課、生活支援センター等と連携を図っています。
- ・窓口に来られた相談者の対応の他に、身体上の理由等で相談に来られない方、緊急性が高い状況の場合は速やかに訪問・支援を行っています。
- ・センター内では毎朝、前日の相談内容の情報共有を行い、毎月行われる地域ケア会議では5職種と瀬谷区高齢支援課と区社協とで情報共有・事例検討を行い、地域課題の把握に努めています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

同じ時期に分譲地または集合住宅に転入された方々のため地縁が強く、互助の関係性が築かれている地域です。そのため認知症状が現れた際は、家族あるいは民生委員が地域ケアプラザに相談または情報提供して下さっています。高齢者の多いエリアのため、今後ますます認知症となる人の増加が見込まれる一方で、現在情報提供して頂いている方々が高齢となってくことが大きな課題です。新しいアプローチを検討する必要がありますが、これまで通り、認知症サポーター養成講座は継続して後方支援を行っていく予定です。今後も認知症への正しい理解や早期発見に必要な知識を地域全体へ周知していきます。担当エリアにある2つの小学校では、認知症サポーター養成講座の開催が定例化されています。高齢者施設でも認知症予防講座と共にサポーター養成講座を行い、幅広い年齢層への働きかけを進めています。

地域への働きかけ以外にも、瀬谷区役所、ケアマネット、医師会と瀬谷区にある地域包括支援センターからなる認知症医療連携検討会にも参加し連携を図っています。この検討会に関連して、地域の医療機関へのヒアリングや施設協力医による地域住民向けの認知症に関する講座を定期開催しています。ご家族が認知症となった際の相談窓口が、地域ケアプラザにあることを、引き続き周知していきながら、気軽に相談できる体制を整えていきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域住民、ケアマネジャー等から虐待の疑いのある情報が入った場合は、速やかに瀬谷区高齢支援課と連携し対応にあたっています。丁寧な聞き取りなどを行い、家族など養護者の支援を行い、再発防止に努めています。

エンディングノート書き方講座や権利擁護講座で成年後見制度について周知していますが、コスモス成年後見サポートセンターの協力を得て、ほぼ毎月、無料相談会を開催しています。成年後見制度の利用については高齢者だけではなく、障害のある方への支援も積極的に行っています。

介護職員交流会を定期的で開催して阿久和地区に多くみられるグループホーム等の介護施設職員の相談窓口としての機能を持ち、施設内虐待意識の緩和・予防につなげています。

地域内で消費者被害（オレオレ詐欺、架空請求等）が発生した場合は、自治会やサロン等で注意喚起しています。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・地域で活動するケアマネジャーが包括的・継続的ケアマネジメントを実践していくには、資質向上や利用者への効果的な支援への幅広い情報が必要となります。そのため、介護保険サービス・医療・障害・生活支援・区の独自サービス等公的な社会資源だけではなく、地域のインフォーマルサービスについても情報を提供しています。
- ・ケアマネジャーが広く地域資源を活用するために、専門職からのアドバイスが受けられ、必要に応じた適切なサービスに繋がられるように、多職種（医療ソーシャルワーカー・介護ヘルパー等）との交流会を開催しています。
- ・ケアマネジャーから個別に相談があった場合には、個々の高齢者に対応ができるサービス事業所を選定し、助言を行っています。
- ・新任ケアマネジャーや瀬谷区での就労が初めてのケアマネジャーに対して、年に2回、区内の主任ケアマネジャー・区・区社協が共催して研修会を開催し、ケアマネジャー同士の情報共有ができる関係づくりの場を提供しています。
- ・一人暮らし高齢者が安心して生活ができるよう支援を進めていくために、担当ケアマネジャーと民生委員の顔の見える関係を構築するために交流会を開催しています。
- ・既存の地域サロン・自治会などで、介護保険制度等について出前講座を行っています。
- ・認知症医療連携会議において、瀬谷区医師会長をはじめとする認知症サポート医との連携を図っています。認知症の早期発見・早期治療の強化のために作成されたリーフレット「これをもって『かかりつけ医』に行こう」の普及啓発も行っています。

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・ 包括的・継続的ケアマネジメントを進めていく上で、介護・福祉・医療の連携や情報共有が重要となります。一方で、個々のケアマネジャーの経験や持っている資格などにより、主治医をはじめ医療従事者との連携を苦手とされる方が多く見受けられます。そのため、区と区内地域包括支援センターが福祉マップ（医療マップ）を協働で作成し、対応窓口・連絡方法の情報提供やアプローチがスムーズにできるようにしています。
- ・ 地域で活動するケアマネジャーが、医療的な困りごとを抱えているときには、地域の施設協力医からの助言を頂いたり、また定期的に研修を開催して支援を行っています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く安心して暮らし続けていくために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるように、包括的および継続的に支援することが地域包括ケアシステムです。地域包括ケアシステム実現のために、地域特性に応じた高齢者を支える仕組み作りや取り組みを行い、自治会・民生委員・区社協・区内ケアマネジャー・地域事業所や施設、そして地域ケアプラザの5職種で協働する必要があると考えています。
- ・ また個別ケースで生じた心配ごと、困りごとに対して、それぞれの立場から意見を述べ、第三者の視点を持ちながら地域課題を共有し、新たな支援体制等を検討し支援するのが地域ケア会議の機能だと理解しています。
- ・ 個別ケア会議、包括レベル会議で取り上げられた課題は、生活支援コーディネーターと協働して地域対策会議で取り上げ、解決に向けた取り組みを行った上で、新たな事業を立ち上げるきっかけとなっています。
- ・ 今後も地域課題の解決やニーズへの対応に向け、地域ケア会議を活用していく予定です。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

地域包括支援センターの定員は確保されており、介護予防ケアマネジメントの実施対応が来ています。指定居宅介護支援事業者へ業務委託する場合は、利用者およびその家族にホームページ、瀬谷区役所発行の新規ケアプラン受託可能事業者一覧を必ず提示し、選択して頂くようにしています。利用者等が居宅事業所を選択出来ず、地域包括支援センターに一任をご希望された場合も、公正・中立性の確保を念頭に、利用者の意向、身体機能、利用者を取り巻く環境を考慮して、いくつかの事業所をご提案して選定の協力をしています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

現在、高齢者を取り巻く状況から予測されることとして、生産年齢（15～64歳）が減少していくとともに、要介護認定を受ける後期高齢者の増加が見込まれ、担い手不足や財政負担増大などが懸念されます。

2040年の横浜市の高齢化率は33.3%と推計されていることから、要介護に移行する年齢を少しでも遅らせ、健康寿命を延ばすための介護予防事業を充実させる必要があります。

【介護予防普及啓発事業】

- ・GOGO健康連続講座を年2回開催しています。65歳以上の高齢者を対象に、介護予防の知識を深め、継続的に自らが介護予防の意識を育てるよう、ロコモティブシンドローム予防・口腔機能向上・栄養改善などに関する内容です。
- ・地域ケアプラザだけでなく、エリア内の福祉関連施設でも本講座を開催し、沢山のかたが介護予防を学べるよう配慮しています。また、地域の高齢者サロンに出向き、介護予防に関連する講座を開催するなど、地域ケアプラザまで来られない方々にもGOGO健康講座と同等の知識を得られるよう働きかけています。
- ・高齢者の「歩き」に着目して横浜市が独自開発したハマトレの講座も開催し、ロコモティブシンドロームの予防に心がけるよう働きかけています。

（ロコモティブシンドローム：加齢に伴う筋力低下や関節等の疾患により「立つ・座る・歩く」などの移動能力が低下する状態）

【地域介護予防活動支援事業】

- ・地域ケアプラザでは、高齢者が住み慣れた環境で、自分らしく健康で生きがいのある生活を長く送ることができるよう、家から歩いて行ける範囲に「身近な地域で参加者本人と仲間、そして地域も元気にする」である、元気づくりステーション事業の継続支援をしています。
阿久和地域には、にこにこ体操（柔軟・軽体操）くぬぎ会（軽体操・レクリエーション）あくわ音楽倶楽部（音楽・脳トレ）の3か所が、元気づくりステーションとして活動しており、区役所地区担当保健師と共に活動支援を続けています。
- ・阿久和北部保健活動推進員による、もりもり元気かい（軽体操・ウォーキング）に区役所地区担当保健師と共に参加し、運営に関する相談対応や活動の支援を行っています。
- ・阿久和ノルディックウォーキングに活動支援として参加しています。
- ・地域のサロンを支えるボランティア自身にも、実際の関わりに役立つような情報提供や介護予防講座を開催しています。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- ・瀬谷区役所、ケアマネット、医師会と瀬谷区にある地域包括支援センターからなる認知症医療連携検討会に参加しており、ヒアリングや施設協力医による地域住民向けの認知症に関する講座を定期開催しています。
- ・地域にある福祉関連施設と協働してコミュニティカフェを開催しています。地域住民の憩いの場、相談の場となっていますし、併せてボランティアの活躍の場ともなっています。
- ・今後は地域にある福祉関連施設や阿久和南部交流拠点ぼかぼかプラザ等と連携して、買い物ツアーを企画し、買い物支援につなげていく予定です。
- ・阿久和南部交流拠点ぼかぼかプラザにて相談日を設け、ケアプラザまで来所できない県営集合住宅の方々へ対応する予定です。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<目標>

- ・利用者が自宅で自立した日常生活を送るために、心身の状況等に応じて適正なサービスを提供いたします。
- ・地域サロン、地域ミニデイ、健康体操サークル、生活支援サービスなどの社会資源を最大限活用したケアプランを作成します。
- ・1人の介護支援専門員が担当する適正な標準件数は35件とします。
- ・研修、認定調査現任者研修、ケアマネット、ケアマネ勉強会などに積極的に参加して、最新の情報収集を行い、より質の高いサービス提供に取り組みます。
- ・毎月、居宅介護支援会議を開催し、お互いのケースの把握や情報共有、研修報告を実施します。

<公の施設における居宅介護支援事業について>

- ・総合相談窓口としての機能を発揮します。高齢者、子ども、障害者、地域など様々な相談を受け付け、適切な所内担当者、関係機関へつなぎます。貸し館受付・対応なども行います。
- ・地域活動交流、生活支援、地域包括支援センターの自主事業への協力を積極的に行います。介護講座などで介護保険制度の説明に講師として出向きます。
- ・地域ケア会議に向けて、地域包括支援センターが主催する事例検討会や勉強会に積極的に参加し、グループワークの進行役などの協力をしていきます。
- ・個人情報取り扱いは厳重に管理します。万が一、情報漏洩が起きた場合は、利用者・家族への謝罪を行うとともに、瀬谷区福祉保健課運営企画係へ報告し、個人情報取扱規定に基づいて対応します。

〈介護予防支援事業者との連携について〉

- 地域包括支援センター、区から要請を受けた支援困難な方へ優先的な支援、対応に取り組みます。要支援者の状態把握のための同行訪問、情報提供を行います。
- 要介護認定の下りていない方の暫定プランの作成など、サービスが円滑につながるよう支援します。
- 心身の状態などで、生活困難とされる方が、介護保険サービスの導入を拒否される場合において、地域包括支援センターと連携し、状況に応じた支援をします。
- 要支援者が、他事業所において受託できない場合は、速やかに介護予防支援を受託し、必要なサービス提供を円滑に導入できるよう支援します。
- 要支援から要介護、要介護から要支援となる方のケアプランについては、介護予防支援事業所と密に連携し、介護サービスの提供が滞ることのないよう取り組みます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザのみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

〈運営方針〉

- ・利用者、家族の思いを尊重し、居宅で個々の能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように介護計画に基づいてサービス提供します。
- ・通所介護サービス計画書は、ケアプランとの一貫性を保ち、利用者個々のニーズに合わせたきめ細やかなサービスを提供できるよう作成します。
- ・生活相談員、ケアワーカーの資質の向上を目指して、施設内外の研修会、横浜市地域ケアプラザ分科会デイサービス研究会、瀬谷区通所介護連絡会などに積極的に参加します。毎月デイサービス会議を開催し、業務改善、研修会報告など実施します。
- ・朝夕のミーティング、職員会議で情報共有、意思統一を図ります。
- ・家族、関係機関との情報交換の場を有効に活用し介護に活かします。

〈サービスメニュー〉

【食事】

高齢者の方にとって「食べることができる」ということは、とても重要なことと捉えています。例えばデイサービスの利用が週一回であっても、ゆっくり楽しみながら食べて頂けるように、その方にあった個別ケアに取り組んでいます。また、食で季節感を味わって頂くために、行事食（お正月膳、お花見膳、あじさい膳、夏祭りメニュー、敬老膳、鍋など）を企画・提供し、好評を得ています。

【入浴】

入浴には、利用者の清潔保持、身体状況の観察、温浴によるリラックス効果があります。利用者の心身状況に応じて、個別の対応を実施しています。職員は安全を最優先に考慮し、会話を交わしながら気持ちのいい入浴を提供しています。

【健康チェック】

デイサービス到着後、まず、お茶を飲んで頂き、一息ついてから、体温、脈拍、血圧を測ります。デイサービスには必ず2名以上の看護師が常駐しており、自宅での様子など聞きながら、その日の体調を確認します。不調がみられた場合は速やかに家族やケアマネジャーに報告しています。

【送迎】

利用者の体力、精神などに配慮した配車を行っています。運行は安全運転第一に道路交通法を遵守し、安全確認のため指差呼称を実施します。

添乗者は、車中において利用者の状態を把握し、変調を見逃さないようにします。その日のプログラム案内や活動につなげられるように声掛けをしています。送迎の際は家族との関わりの中で情報共有等に努めます。

【休養】

高齢者が一日を通して活動することは、心身に負担がかかります。リハビリやレクリエーションをいきいきと活動して頂くため、食事後や活動の合間に、その方にあった休養をとっています。

【個別機能訓練】

利用者の希望により生活機能向上のための個別機能訓練を実施します。

機能訓練士は、利用者の身体状況にあったメニューを用意し、自立した在宅生活ができるように取り組んでいます。

【レクリエーション】

全員参加型のレクリエーションは楽しみながら全身を自然に動かすことを目的としています。ゲーム、体操、創作活動などを通して、利用者同士の交流を図ります。

【グループレクリエーション】

カラオケ、体操、カードゲームなど利用者の好きな活動に参加して頂いています。

〈公の施設としての取り組み〉

- ・ 地域の子育て支援グループとの交流会や地域の小学校との交流会、地域の中学校、高校の職業体験・ボランティア体験などを積極的に受け入れています。
- ・ 地域活動交流と中学校の福祉体験、高齢者疑似体験などの福祉教育に協力しています。
- ・ 個人や趣味の活動を行う団体で、ボランティア活動を希望される方々を積極的に受け入れています。特に、地域の活動的な高齢者に、趣味や特技、知識を活かしていただき、介護予防としても積極的に受け入れています。
- ・ よこはまシニアボランティアポイントに登録しているボランティアを積極的に受け入れています。
- ・ 地域包括支援センターからの要請を受け、支援困難な方への優先的な支援、対応に取り組みます。要支援者、要介護者の実態把握のための同行訪問や介護支援を行います。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特徴を踏まえて記載してください。

〈収支計画について〉

- ・収支計画は、これまでの運営実績を踏まえ、計画的に予算執行されるよう取り組みます。
- ・収入は指定管理料、介護保険介護報酬により安定的な収入を確保できるよう取り組みます。指定管理料を超えた費用については、介護保険介護報酬から補てんし、利用者への快適、安心なサービスを提供するとともに、適正な雇用、施設管理を行っていきます。
- ・備品については、経年劣化による破損の危険性もあるため、計画的に入れ替えます。多目的ホール、デイルームなどのテーブルや椅子は、状況に応じて入れ替えていきます。

〈利用者サービスのための経費に対する考え方〉

- ・地区センターとの複合館であり、また築年数が経過しているため、大規模修繕などに備えた取り組みが予想されます。できる限り、最小限の破損、故障で食い止め、修繕、補修が速やかにできるように地区センターとの密接な連携をとり小破修繕費用等の低減を図ります。
- ・テーブルや椅子、家具についても、経年劣化し、破損するものがあります。利用者が、いつでも安心して利用できるように、日常的に点検し、安全な環境維持に取り組みます。
- ・施設内環境については、省エネにも配慮しながら、適切な温度、湿度を維持できるように取り組みます。一方で夏場は、高温となる日が多く、熱中症予防対策としての冷房を必要とします。また冬場は、異常乾燥となるため、インフルエンザ予防対策として加湿に留意します。
- ・衛生管理面については、感染症予防のための手指消毒剤を玄関、トイレなどに設置します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

〈利用料金の収支の活用〉

- ・地域活動交流、地域包括支援センターの自主事業については、講師謝金、行事・体操等による怪我や事故に備えた保険などについて、参加者から適正な参加費を徴収します。
- ・介護保険事業介護報酬の収益を利用して、地域の見守り事業や防災事業、ボランティアなどのための費用として活用します。

〈運営費の効率性〉

- ・法人本部が軸となり、施設保守管理、物品購入、職員雇用などについて低額に抑えることができるよう業者選定会議、利用促進会議を開催します。予算の執行状況を確認するとともに適切な施設管理、無駄のない物品購入など効率的な運営を目指します。
- ・小破修繕、備品購入などは、見積もり合わせし、運営費用の低減を図ります。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

(地域包括支援センター)

・区、区社協、民生委員、ケアマネジャー、医療関係者等と連携を深めるため、平成 25 年度末から「A Puzzle Ring～知恵の輪～」を開催しています。

地域ケア会議や事例検討会等を通して意見交換し、顔の見える関係づくり＝連携するきっかけづくりに努めています。開催を楽しみにされている参加者も多く、今後も地域課題解決のために継続開催の予定です。

・平成 30 年度には、地域ケアプラザに徒歩で来所するのが困難な方々のために送迎して参加頂く「ぎふとの会」を開催しました。ランチョンマットなどを手作りして、エリア内の福祉施設や地域の給食会に提供し、参加者の皆さんに地域貢献の役割を担って頂くことができました。

・平成 30 年、令和元年は地域活動になかなか参加できない高齢男性を対象とした「おやじの料理研究室」を開催し、自宅で簡単な料理が出来るよう支援を行いました。

・介護予防の一環として音楽が好きな 65 歳以上の方を対象に、あくわ音楽倶楽部を立ち上げました。地域の保育園の場所をお借りして月 1 回程度音楽講座を開催し、毎回 20 名以上の方楽しんで頂いています。

・平成 29 年から南部地区内の個人宅をお借りしたサロン「アクワオレンジ」を 3 か月おきのペースで開催しています。地域ケアプラザまで来られない方を対象に、毎回ボランティアも含めて 10 名程度が集まり、歓談やゲームを楽しんで頂いています。

北部地区にお住まいで地域ケアプラザへの来所が難しい方々のために、福祉関連施設と提携してコミュニティカフェの立ち上げを行いました。地域住民だけではなく、他施設利用者も参加を楽しんだり、コーヒーボランティアの活躍の場となりました。

・上記コミュニティカフェの他にも出前講座を福祉関連施設で行い、これまで地域ケアプラザを利用されていなかった方々の参加につなげることができました。

(地域活動交流)

【高齢者対象事業】

- ・『歌おう広場』介護予防と地域住民同士の交流の場として月1回、定期開催しています。
平成21年度より始まった事業ですが、会場に収容できない程の参加申し込みがあり独居高齢者などによる見守りの必要な方が参加できないなどの課題が常態化していました。平成29年度より参加条件の見直しを図り、阿久和の地域住民が定期的に参加できるよう改善しました。
- ・『阿久和北部見守りの家歌声広場』の開催に協力しています。講師のコーディネートや歌集の貸し出し、広報の支援等をおこなっています。
- ・地域ミニデイ、地域サロン、体操クラブ、老人会に定期的に出向き、軽体操指導、血圧測定、レクリエーションの提供、出演者のコーディネートなど必要に応じた支援を行いました。
また参加者との交流の中で、ケアプラザおよび専門職の役割を認知いただき日常生活での困りごとや不安などを気軽に相談対応できるよう、5職種で連携し、関りを継続してきました。
また各団体とは年間計画の策定から関わり、円滑な運営を支援できるように取り組んできました。
- ・阿久和北部および南部民生委員がそれぞれに主催する『阿久和お楽しみ給食会』で、血圧測定、情報提供、出演者のコーディネートなどを行いました。また参加者の見守りや状況把握など情報収集につとめました。

【地域の方対象事業】

- ・『七夕灯籠祭り昼の部さとまつり』を共催し、準備段階の打ち合わせへの参画から開催当日の運営など幅広い支援をおこないました。
- ・『阿久和北部見守り合いのつどい』に協力しました。地域包括支援センターも健康相談ブースを設置して参加しました。令和元年は「せや八福札（瀬谷区高齢者見守りキーホルダー）の登録会を企画し、高齢者の見守りに関する仕組みについての周知をおこないました。
- ・阿久和北部南部のスポーツ推進委員協議会が共催で行う『あくわカローリング交流会』を共催し、瀬谷区で盛んに行われている室内スポーツの普及および地域の誰もが気軽に参加できる交流の場として機能させてきました。また平成30年度より地域の障害施設の入居者の方も定期的に参加し障害に関する相互理解の場としても活かされています。
- ・阿久和南部地区で開催された『阿久和地区麻雀交流会』に協力しました。
- ・原中学校コミュニティスクールや阿久和地区センターと共催で『音の駅』を開催し、地域住民が気軽に参加できる音楽事業を継続実施しています。
- ・平成27年度より地域の誰もが参加できる交流サロン「ゆるり」をおおむね隔月にて開催しています。地域の福祉保健団体（阿久和南部地区社会福祉協議会、瀬谷区ヘルスメイト、配食サービス団体等）に協力いただき、日常孤食になりがちな地域住民に向けて軽食提供をおこない、交流の場・見守りの場として機能させています。

【子育て対象事業】

- ・瀬谷区子育て応援ネットワークに参加しています。阿久和ブロックとして地域の子育て支援団体および支援者と定期的な会合を催し情報共有および発信をおこなっています。また地域の子育て世代の防災に対する意識向上を目指し、共催事業である「あくわ防災Day」を平成30年度より開催いたしました。
- ・阿久和南部子育て支援団体「あくわキッズみなみ」と共催で子育てイベントを開催しました。
(毎年12月 サンタとあそぼ！)
- ・子育てサークルの季節イベントを支援してきました。(サンタクロースや節分の鬼の仮装等)
また、団体活動に必要な物品の貸し出しの支援も継続してきました。
- ・阿久和南部地区社協と共催で、子育て支援イベント『あくわ組』開催しています。講師のコーディネートや広報の実施および受付窓口として支援をおこなっています。

- ・親子で絵本を読める場所として『えほんの部屋』を開催し、子育て経験豊富なボランティアや職員との気軽に相談できる場の提供をおこないました。また、令和元年度からはにこてらすより専門職（保健師）の派遣を依頼し、より専門的な相談を受け入れられるよう改善いたしました。
- ・平成 26 年度より瀬谷区の保育園との事業「親子でぎゅっとスキンシップ」を共催し、施設間の子育て支援に関する情報共有と技術連携を図っています。

【障害児支援事業および福祉教育】

- ・おおむね毎月、原小学校の個別支援級と支援プログラムを開催しています。音楽講師と連携し、リズム感向上や情緒の安定などを目指したプログラム提供をおこなっています。また、1 年～6 年生が対象となる為、学校との生徒に関する情報共有を密におこない子供たちの成長に合わせた長期的な支援を実施しています。
- ・原小学校の 4 年生を対象に平成 25 年度から補助犬教室を開催しています。障害当事者と介助犬に実際に参加いただき、障害に関する知識の普及および地域住民としての障害者との関わり方に重点を置き事業をおこなっています。

【ボランティア対象事業】

- ・『よこはまシニアボランティアポイント登録研修会』を開催し、地域活動のデビュー講座として継続しています。
- ・ボランティアの方(音楽・押し花・書道など)を、サロンや近隣の福祉関連施設へ派遣コーディネートしました。
- ・地域で活動するサークルやケアプラカフェのボランティアを、デイサービスにボランティアとして紹介し更なる活動の場を提供しました。

（生活支援体制整備事業）

- ・買い物困難者支援のため地域企業による移動スーパーのコーディネートを行っています。平成 28 年度に協議体として「‘買い物支援’と‘新たな見守り’について考える会」を開催し、地域に新しい買い物と見守りの形を紹介。それにより阿久和南部地区にて 3 か所の販売場所が生まれました。阿久和北部地区では連合全体での買い物困難者支援事業が始まり、区・区社協と共に参画、支援しています。
- ・高齢になっても暮らし続けられる地域づくりを目指して「阿久和地域対策講座」を開催しています。平成 29 年度は地域の小売店との情報交換、平成 30 年度はケアマネジャーへインフォーマルサービスの紹介、令和元年度は「高齢者の見守りのための配食サービスについて」をテーマとしました。配食サービスに関しては地域住民と共に検討を重ね「阿久和地域見守り配食活動団体立上げ実行委員会」が発足し、令和 2 年度の立上げに向け活動しています。
- ・「あくわ家庭科くらぶ」を開催しボランティアデビューのきっかけを作っています。これまでボランティア活動をしていなかった方が多数参加し、裁縫技術を活かして地域活動をしています。地元小学校の家庭科授業のボランティアや放課後キッズクラブでの出張講座などを行い、新たな繋がりも生まれました。
- ・「カフェボランティア養成講座」を開催し、受講者を中心としてボランティアグループ「カフェオアシス」が発足しました。主にケアプラザ事業の「お茶飲み処ゆるり」や「カフェドアマリリス」で活動していただいています。

(2) 職員配置状況について

平成 28 年度から平成 30 年度までの指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

<記載場所>

平成 28～30 年度 職員配置実績

| | 総計 | 所長 | 地域活動交流 | | 生活支援 | 地域包括支援センター | | | 居宅介護支援 | | 通所介護 | | 事務 | |
|-------|----|----|--------|-----|--------|------------|-----|-----|--------|-----|--------|-----|----|-----|
| | | | 常勤 Co. | 非常勤 | 常勤 Co. | 社福士 | 看護師 | 主マネ | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 |
| | | | | | | (すべて常勤) | | | | | (内看護師) | | | |
| 28 年度 | 47 | 1 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 2 | 6 | 19 | 2 | |
| | | | | | | | | | | | (2) | (3) | | |
| 29 年度 | 44 | 1 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 5 | 19 | 1 | 1 |
| | | | | | | | | | | | (1) | (4) | | |
| 30 年度 | 41 | 1 | 1 | 7 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 4 | 18 | 1 | |
| | | | | | | | | | | | (1) | (4) | | |

※人員配置の欠員はありません。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市阿久和地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

| 項目 | 積算根拠 | 金額 |
|-------------------------------|---|------------|
| 賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1 | 内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費) | 11,981,500 |
| 賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税) | 内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費) | 300,000 |
| 事業費(税込) | 講座開催費用、講師謝金等 | 400,000 |
| 事務費(税込) | 教養娯楽費、消耗器具備品、車両費、福利厚生費、研修費、旅費交通費、通信運搬費、事務消耗品費、印刷製本費、保守料、賃借料、保険料、渉外費、諸会費、委託費、雑費、運営協議会費 | 1,442,000 |
| 管理費(税込) | ・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費) | 5,223,200 |
| 指定額 | 小破修繕費 474,000 円 | 474,000 |
| 利用料金の活用 | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。> | △77,200 |
| 施設使用料相当額 ※2 | | △2,782,500 |
| 合 計 | | 16,961,000 |

※1：①デイサービスあり(二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ)

(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

②デイサービスなし(二ツ橋第二地域ケアプラザ)

(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業

に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：ニツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザのみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

| 項目 | 積算根拠 | 金額 |
|-------------------------------|--|-----------|
| 賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3 | 内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費) | |
| 賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税) | 内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費) | |
| 事業費(税込) | 講座開催費用、講師謝金、活動経費、消耗器具備品、津新運搬費、事務消耗品、印刷製本費、渉外費、通信運搬費等 | |
| 事務費(税込) | | |
| 合 計 | | 5,802,000 |

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

| 項目 | 積算根拠 | 金額 |
|-------------------------------|--|------------|
| 賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4 | 内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費) | 25,112,500 |
| 賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税) | 内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費) | 300,000 |
| 事業費(税込) | 講座開催費用、講師謝金等 | 50,000 |
| 事務費(税込) | 教養娯楽費、消耗器具備品、車両費、福利厚生費、研修費、旅費交通費、通信運搬費、事務消耗品費、印刷製本費、保守料、賃借料、保険料、渉外費、諸会費、委託費、雑費 | 1,764,500 |
| 管理費(税込) | ・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費) | 1,400,000 |

| | | |
|---------|---------------------------------|------------|
| 指定額 | 協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円 | 756,000 |
| 利用料金の活用 | 〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉 | △21,000 |
| 合 計 | | 29,362,000 |

※4：①デイサービスあり（二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ）

（地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数（0.375 人工））＋（地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数）＋（地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数）

②デイサービスなし（二ツ橋第二地域ケアプラザ）

（地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数（0.5625 人工））＋（地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数）＋（地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数）

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

| 項目 | 積算根拠 | 金額 |
|---------|----------|---------|
| 事業費（税込） | 講座費用、謝金等 | 154,000 |
| 合 計 | | 154,000 |

2 収支予算書

(単位：円)

| 項目 | | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 | 7 年度 | |
|--------------|------------------------------|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 内 訳 | 横浜市支払 想定額 | 地域ケアプラザ 運営事業(a) | 16,961,000 | 16,961,000 | 16,961,000 | 16,961,000 | 16,961,000 |
| | | 生活支援体制 整備事業(b) | 5,802,000 | 5,802,000 | 5,802,000 | 5,802,000 | 5,802,000 |
| | | 地域包括支援 センター運営 (c) | 29,362,000 | 29,362,000 | 29,362,000 | 29,362,000 | 29,362,000 |
| | | 一般介護予防 事業(d) | 154,000 | 154,000 | 154,000 | 154,000 | 154,000 |
| | | 合計(a)～(d) | 52,279,000 | 52,279,000 | 52,279,000 | 52,279,000 | 52,279,000 |
| 介護保険 事業収入 | 介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業 | 4,500,000 | 4,500,000 | 4,500,000 | 4,500,000 | 4,500,000 | |
| | 居宅介護支援 | 15,500,000 | 16,000,000 | 16,500,000 | 17,000,000 | 17,000,000 | |

| | | | | | | | |
|------------|-------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 事業 | | | | | |
| | | 通所系サービス 事業 | 67,000,000 | 67,700,000 | 68,400,000 | 69,100,000 | 70,300,000 |
| | その他収入 | | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 収入合計 (A) | | | 140,779,000 | 141,979,000 | 143,179,000 | 144,379,000 | 145,579,000 |
| 内 訳 | 人件費 | | 100,000,000 | 101,200,000 | 102,400,000 | 103,600,000 | 104,800,000 |
| | 事業費 | | 8,640,000 | 8,640,000 | 8,640,000 | 8,640,000 | 8,640,000 |
| | 事務費 | | 11,000,000 | 11,000,000 | 11,000,000 | 11,000,000 | 11,000,000 |
| | 管理費 | | 18,000,000 | 18,000,000 | 18,000,000 | 18,000,000 | 18,000,000 |
| | 消費税等 | | 1,116,500 | 1,116,500 | 1,116,500 | 1,116,500 | 1,116,500 |
| | その他 | | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 支出合計 (B) | | | 140,756,500 | 141,956,500 | 143,156,500 | 144,356,500 | 145,556,500 |
| 収支 (A - B) | | | 22,500 | 22,500 | 22,500 | 22,500 | 22,500 |

団体の概要

(令和2年 1月 1日現在)

| | | | | |
|--|---|---------------|---------------|---------------|
| (ふりがな) 団体名 | (しゃかいふくしほうじん しょうなんゆうあいかい) 社会福祉法人 湘南遊愛会 | | | |
| 共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。 | | | | |
| (ふりがな) 名称 | () | | | |
| 所在地 | 〒244-0805 横浜市戸塚区川上町 84 番地 1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します) | | | |
| 設立年月日 | 平成3年3月19日 | | | |
| 沿革 | 平成3年3月 社会福祉法人湘南遊愛会設立 平成3年5月 特別養護老人ホーム「ゆうあいの郷」開所 平成8年3月 阿久和地域ケアプラザ運営開始 平成14年3月 「ケアハウスゆうあい」運営開始 平成24年4月 特別養護老人ホーム「ゆうあいの郷衣笠」開所 | | | |
| 事業内容等 | 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重し総合的に提供することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域において営むことが出来ることを目的として、第1種及び第2種社会福祉事業を行います。 | | | |
| 財務状況 | 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| | 総収入 | 1,441,338,158 | 1,424,806,284 | 1,346,400,810 |
| | 総支出 | 1,316,498,331 | 1,309,139,910 | 1,307,130,460 |
| | 当期収支差額 | 76,045,373 | 76,068,138 | 496,748 |
| | 次期繰越収支差額 | 227,289,833 | 303,124,3770 | 303,621,124 |
| 連絡担当者 | 【所属】 ██████████ 【氏名】 ██████████ 【電話】 045-365-9892 【FAX】 045-365-9894 【E-mail】 ██████████ | | | |